

物品購入仮契約書

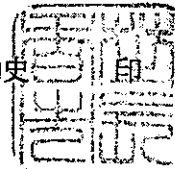
- 1 件 名 マイクロバス購入
- 2 納入品目 別表のとおり
- 3 納入期限 令和8年11月30日
- 4 納入場所 香芝市役所
- 5 契約金額 金37,608,330円
うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 金3,405,078円
- 6 契約保証金 免除(香芝市契約規則第20条第1項第6号に基づく)

上記の物品購入について、発注者及び受注者は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年11月4日

発注者 奈良県香芝市本町1397番地
香芝市
市長 三橋 和史



受注者

大阪府大阪市西淀川区歌島三丁目1番5号
三菱ふそうトラック・バス株式会社
バス事業本部バス販売部 近畿地区担当 佐藤 泰



(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書（仕様書、図面、見本及び発注者の指示を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする物品購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、仕様書により日々履行することとされている業務又は頭書記載の納入期限（以下「期限」という。）までに履行することとされている業務について、仕様書に従い、それぞれ日々又は期限までに履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分に係る代金を支払うものとする。

(権利の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(守秘義務)

第3条 受注者は、この契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後もまた同様とする。

(個人情報の保護)

第4条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）その他法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の履行保証保険を締結する場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

(契約内容の変更等)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約内容を変更

し、
2 前
注者
3 こ
び受
4 受
場合
る。
(検
第7条
ら起
は、
2 検
もの
3 受
る期
れた
4 物
者に
(契
第8条
した
2 発
から
(前
第8条
(資
つい
2 発
前払
3 受
含む
当し
(危
第9条
は、
に帰
(契
第10
き渡

し、又は納入を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額又は期限を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

3 この契約締結後、市場価格に著しい変動があった場合は、その実情に応じて発注者及び受注者が協議の上、契約金額を変更することができる。

4 受注者は、天災等その他やむを得ない理由により期限までに納入することができない場合は、期限までに発注者に対し、その事由を付して期限の延長を申し出ることができる。この場合における期限の延長日数は、発注者及び受注者が協議の上、決定する。

(検査及び引渡し)

第7条 発注者は、受注者が第1条第2項に規定する納入を完了させたときは、その日から起算して10日以内に受注者立会いの上、検査を行い、検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとする。

2 検査に必要な費用及び検査のために変質し、変形し、消耗し、毀損し、又は破壊したものを現状に復する費用は、全て受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検査に合格していない物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに改めて物品を納入しなければならない。この場合において、改めて納入された物品に係る検査については、前2項の規定を準用する。

4 物品の所有権は、第1項の規定により引渡し完了した時をもって、受注者から発注者に移転するものとする。

(契約代金の支払)

第8条 受注者は、前条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の検査に合格したときは、契約代金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(前払金)

第8条の2 受注者は、契約代金のうち、契約書記載の物品納入に係るリサイクル預託金(資金管理費用を含む。)、自賠責保険料及び自動車重量税の支払に必要な経費相当額について、前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、前払金を契約書記載の物品納入に係るリサイクル預託金(資金管理費用を含む。)、自賠責保険料及び自動車重量税に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(危険負担)

第9条 この契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、第7条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)により引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき

は、物品の引渡しから1年を経過する日までに、発注者が受注者に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し等発注者が指定した方法による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約代金の減額を請求することができる。

3 前項の規定は、発注者の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

4 商法（明治32年法律第48号）第526条の規定は、この契約に適用されない。

（履行遅滞における遅延利息等）

第11条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により期限内に物品を納入することができない場合においては、受注者に対して契約金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率により、計算した額の遅延損害金の支払を請求することができる。

2 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により第8条第2項の規定による契約代金の支払が遅延した場合においては、発注者に対して未受領の契約代金につき、支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率により、計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（発注者の解除権）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者がその責めに帰すべき事由により、期限内に債務の履行が完了しないことが明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、契約金額の10分の1を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（暴力団排除に係る解除権）

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合には、その者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

品の修
を請求
の期間
減額を
い。
ことが
府契約
方止法」
遅延損
代金の
遅延防
息の支
解除す
いことが
目的
分の1
している
できる。
契約を
している
事務
団(暴力
第2号
する暴
員害を加
るとき。

- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。
（談合等不正行為による解除）
- 第14条 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の排除措置命令をしたとき。
 - (2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第64条第1項の競争回復措置命令をしたとき。
 - (3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をしたとき。
 - (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
- 2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。
（損害賠償）
- 第15条 受注者がこの契約に違反し、又はこの契約に関し、受注者の故意若しくは過失によって発注者に損害を与えたときは、受注者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。
- 2 第12条第2項及び第3項の規定（第13条第2項及び前条第2項の規定において準用する場合を含む。）は、発注者に生じた実際の損害の金額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 発注者は、前3条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。
（受注者の解除権）
- 第16条 受注者は、発注者が契約に違反し、又は物品を納入することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定による解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(管轄裁判所)

第17条 発注者及び受注者の間で訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一管轄裁判所とする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(補則)

第19条 この契約に定めがない事項又はこの契約の各条項の解釈において疑義が生じた事項については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

(本契約の確定)

第20条 この契約は、市議会の議決があったときに、この契約書と同一の条項により、本契約を締結したものとする。

別表

仕様書

件名

数量

納入場所

納入期限

仕様

車種

定員

車体全長

車体全幅

車体全高

ホイールベース

最低地上高

車両総重量

エンジン総

使用燃料

ステアリン

ブレーキ

トランスミ

ボディーガ

時計

電源

補助ステッ

自動扉非常

サイドステ

出入口扉

この損害

と管轄す

が生じた

より、本

別表

仕様書

件名	香芝市コミュニティバス車両購入（マイクロバス）
数量	3台
納入場所	奈良県香芝市本町1397番地 香芝市役所
納入期限	令和8年11月30日まで
仕様	1 国産の新車であること。 2 車掌を乗務させないワンマン運行での使用を目的とした車両で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）等の関係法令及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程に定めるワンマンバスの構造要件等に適合する仕様とすること。 3 この仕様書に記載のない事項であっても、コミュニティバスの機能及び特性を発揮するために当然必要と認められるものを含むこと。 4 発注者は、軽微な仕様変更及び納入期限変更についての費用を負担しないものとする。 5 入札価格は、新規登録諸費用、リサイクル料、自賠責保険料、自動車重量税等全ての経費を含んだ費用の総額に消費税相当額を差し引いた額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。 6 任意保険は、発注者において加入するので積算には含めないこと。 7 落札者は、落札後5日以内に車体本体、諸経費等の金額等を記載した内訳書を提出すること。 8 この仕様書に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。
車種	マイクロバス車両
定員	27名以上29名以下（立席を含む。）
車体全長	6,000mm以上6,600mm以下
車体全幅	2,000mm以上2,300mm以下
車体全高	2,600mm以上2,900mm以下
ホイールベース	3,200mm以上3,500mm以下
最低地上高	150mm以上（補助ステップ等の架装を含む。）
車両総重量	4,900kg以上5,900kg以下
エンジン総排気量	2.7L以上3.2L以下
使用燃料	軽油又はレギュラーガソリン
ステアリング	パワーステアリング
ブレーキ	ABS
トランスミッション	6速AMT
ボディーカラー	白色又はメーカー標準色から選択できること。
時計	デジタル表示
電源	取り出しソケット
補助ステップ	電動格納式ステップ（路線車用）
自動扉非常開放装置	外部スイッチにてドアロックを解除できること。
サイドステップ	巻込防止装置取付け
出入口扉	折戸扉（オート）

光電管	乗降口へ2光速式光電管取付け
サイドミラー	路線車用
出入口確認ミラー	1 車両前左部へ平面鏡取付け (130mm×280mm以上) 2 出入口後天井部へ凸面鏡取付け
バックミラー	路線車用ミラーをヒーター付きに改造すること。
窓	1 サイドバイザー取付け (運転席ドア上部) 2 熱線リヤウインドデフォグガー 3 遮光ガラス
マット	運転席足元マット積込み
座席シート	運転席シート 客席シート生地張り替え
ヘッドランプ	LEDタイプ
フォグランプ	LEDタイプ
車外照射灯	1 乗降口上部に1個取付け 2 LEDタイプ 3 スモールランプ作動かつ乗降口ドア開扉時に点灯及び遅延装置付き
扉開閉表示	折戸扉開閉お知らせパイロットランプ取付け
路肩灯	1 後輪左右外板に取付け 2 カバー部分を車体色に塗装すること。 3 LED3灯式
車内灯	1 運転席照射灯、客室3灯、乗降口上部に取付け 2 LEDタイプ
車内灯その他	扉開閉連動式運賃箱照射灯を補強の上、天井部に取付け
エアコン	オートエアコン
換気施設	室内天井に換気扇取付け
ワンマンバス用放送装置	1 AM/FMチューナー付デッキアンプ 2 マイクジャック 3 ネクタイピン型マイクロホン 4 車内放送スピーカー 5 車外放送スピーカー (出入口前外側部に取付け) 6 スピーカー内外切替スイッチ
音響	AM/FM 4スピーカー
乗客降車合図装置	1 客席 各席腰板部及び窓柱に取付け 2 運転席後部H型ボール上部へ「次停まります」表示機を取付け 3 運転席付近 停車確認灯、リセットスイッチ及び装置本体を取付け
後退ブザー	車体後部に取付け
ドライブレコーダー	1 車外前後方及び車内 (運転席及び客席全景) を撮影できること 2 歩行者、信号等周囲の状況を判別できる画質で連続30時間程度記録可能なもの (クラリオン製: CF-4000相当)
バックカメラ&モニター	1 リヤアンダーミラーレス及びバックカメラハーネス組込み 2 ドライブレコーダー用カメラと兼用可
運転支援機能	1 衝突回避及び衝突被害軽減を支援するもの 2 登坂路で停車状態からスタート時の補助をするもの
安全装置	運転席エアバッグシステム

運転席
オーバーヘッド
運転席後部H
天井握り棒
手摺、スタン イブ
タコグラフ
運賃箱
行先表示
各種法定表示 煙札
鍵
出入口表示
注意銘板
積込み品
車輪止め
抗ウイルス加
エンブレム・
初期不良等の

運転席	アームレスト
オーバーヘッドトレイ	運転席及び助手席上部
運転席後部H型ポール	1 保護クッション付き 2 運転席背後に掲示板取付け
天井握り棒	通路右側天井部へ補強の上、握り棒（1本）取付け（吊り革は無し）
手摺、スタンションパイプ	客室内（出入口付近、折戸扉を含む。）に取付け、利用者の乗降や車内の移動の安全を図ること。
タコグラフ	1 D I N式タコグラフ（140km/h、1日用）
運賃箱	運転席左側で乗客の通行を妨げないこと（レシップ製IS-04型相当）。
行先表示	助手席上部にマグネット式行先表示取付け
各種法定表示板及び禁煙札	規定の位置に設置すること。
鍵	スペアを含め2本以上
出入口表示	車内及び車外出入口部に出入口表記銘板貼付け
注意銘板	扉開閉予告銘板及び扉に注意銘板貼付け
積み込み品	工具及び消火器（固定するように取り付けること。）
車輪止め	積み込み
抗ウイルス加工	S I A A抗ウイルス加工マーク取得製品を使用すること。
エンブレム・デカール	積み込み（対応不可の場合は除く。）
初期不良等の対応	運休日（日曜日、木曜日、土曜日、振替休日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）が基本的に週1日であることから、初期不良等の対応は、原則として出張対応又は奈良県内若しくは隣接府県内での対応ができる体制を有すること。

